

第 1 1 期 三春町分別収集計画

令和 7 年 8 月

三 春 町

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方針	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）	4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物 の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別収集適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物 の量の見込み（法第8条第2項第4号）	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物 の量の算定方法	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	8

三 春 町 分 別 収 集 計 画

令和 7 年 8 月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、中間処理施設や最終処分場などの既存施設の延命化が余儀なくされ、非常に厳しい状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、資源の有効利用と最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

また、令和 4 年 4 月 1 日に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、市町村は区域内のプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。そのため、プラスチック製容器包装と一括して回収できるよう効率的かつ効果的な収集体制及び処理体制の検討を進めるものとする。

2 基本的方針

本計画を実施するにあたっての基本的方針を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用を基本とした 3 R の推進による地域社会づくり（循環型社会形成）
- (2) 町民・事業者・行政が一体となった取組による環境負荷の低減
- (3) 廃棄物の適正処理の推進による安全で快適な生活環境の確保
- (4) 廃棄物処理の一層の適正処理の推進による最終処分場の延命化

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月から5年間とし、中間年度の令和10年度に見直しを行う。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

法令上の規定	三春町の対象品目	
主として、鋼製の容器包装	①スチール缶	
主として、アルミニウム製の容器包装	②アルミ缶	
無色のガラス製容器	③使い捨てびん (無色)	⑥生きびん
茶色のガラス製容器	④使い捨てびん (茶色)	
その他のガラス製容器	⑤使い捨てびん (青・緑・黒色)	
主として、紙製の容器包装であって飲料を充填するもの（原材料としてアルミニウムが使用されたものを除く。）	⑦紙パック	
主として、段ボール製の容器	⑧段ボール	
主として、紙製の容器包装であって紙パック、段ボール以外のもの（菓子箱、ボール紙など）	⑨雑がみ	
主として、ポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器包装であって、飲料又はしょうゆ、その他の商品を充填するためのもの	⑩ペットボトル	
主として、プラスチック製の容器包装であってペットボトル以外のもの	⑪その他のプラスチック製容器包装	

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

三春町から排出される容器包装廃棄物の排出量の見込みは、表1のとおりである。

表1 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（総量）

（単位：t/年度）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	1,448.23	1,428.55	1,408.83	1,389.11	1,369.26

表2 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（内訳）

（単位：t/年度）

品目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
スチール缶	32.30	31.86	31.42	30.98	30.54
アルミ缶	75.37	74.35	73.32	72.30	71.26
使い捨てびん（無色）	107.68	106.21	104.75	103.28	101.80
使い捨てびん（茶色）	80.76	79.66	78.56	77.46	76.35
使い捨てびん（青・緑・黒色）	5.38	5.31	5.24	5.16	5.09
紙パック	32.30	31.86	31.42	30.98	30.54
段ボール	231.50	228.36	225.20	222.05	218.88
雑がみ	183.05	180.56	178.07	175.58	173.07
ペットボトル	161.51	159.32	157.12	154.92	152.71
その他のプラスチック製容器包装	538.38	531.06	523.73	516.40	509.02
合計	1,448.23	1,428.55	1,408.83	1,389.11	1,369.26

○ 排出量見込みは次の式による。

容器包装廃棄物排出量の見込み＝

容器包装算定対象廃棄物量×容器包装算定対象廃棄物量に占める容器包装廃棄物の比率

※容器包装算定対象廃棄物量に占める容器包装廃棄物の比率は、市町村分別収集計画策定の手引き（十一訂版）

P34 表2-3-1を参考に求めた。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を図るため、以下の方策を実施する。

施 策	具体的実施方法
1 広報体制の充実	本町のごみ処理の現状や、ごみ減量とリサイクルの状況等を町の広報誌やホームページ、SNSに情報を積極的に掲載し、ごみの分別方法について周知を図る。
2 パンフレット作成による情報提供	令和7年5月にリニューアルした「ごみの分別ガイド」を活用し、町民が正しく分別及び排出できるように周知を図る。
3 教育啓発活動	小学4年生を対象に、社会科授業の一環として、本町のごみ処理施設を見学しながら、ごみの排出状況や処理状況について理解を深め、児童期からの意識醸成を図る。
4 施設見学の実施	ごみ処理の現状等について、町民に広く広報するため、本町のごみ処理施設の見学を実施し、ごみの適正処理に対する理解を深める。
5 出前講座等による普及啓発活動	町内会や学校などの団体に対して、ごみ減量やリサイクルの普及啓発、分別収集に対する理解を深めるため、出前講座等による説明を行う。
6 資源回収推進報償金交付制度	町が推進する資源物の回収に協力した住民主体の団体に対して、1kgにつき3円の報償金を交付し、集団資源回収の積極的な取組みを促進することにより、資源の有効活用及びごみ減量化を図る。
7 マイバッグ・マイボトル持参運動の推進	レジ袋の削減、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参やペットボトル削減のための水筒の携帯（マイボトル）の普及啓発を行う。
8 役場庁舎等の容器包装廃棄物の減量及び資源化	役場庁舎等から出る古紙は、ペーパーレスによる減量及び適正な分別による資源化を目指す。 ペットボトルなどの使用済み飲料容器は、マイボトルを普段だけでなく、会議や出張に積極的に使用し、廃棄物の削減を目指す。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び

当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器	スチール缶・アルミ缶	
主としてアルミニウム製の容器		
主としてガラス製の容器(無色ガラス製容器)	使い捨てびん（無色）	生きびん
主としてガラス製の容器(茶色ガラス製容器)	使い捨てびん（茶色）	
主としてガラス製の容器(その他のガラス製容器)	使い捨てびん （青・緑・黒色）	
主として紙製の容器であって、飲料を充てんするための容器(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック	
主として段ボール製の容器	段ボール	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他のプラスチック製容器包装	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別収集適合物ごとの量

及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

単位：t/年度

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	15.44		15.23		15.02		14.81		14.60	
主としてアルミ製の容器	26.61		26.25		25.89		25.53		25.16	
無色のガラス製容器	(合計) 38.61		(合計) 38.08		(合計) 37.55		(合計) 37.02		(合計) 36.49	
	(引渡数量) 37.45	(独自処理数量) 1.16	(引渡数量) 36.94	(独自処理数量) 1.14	(引渡数量) 36.42	(独自処理数量) 1.13	(引渡数量) 35.91	(独自処理数量) 1.11	(引渡数量) 35.40	(独自処理数量) 1.09
茶色のガラス製容器	(合計) 55.04		(合計) 54.29		(合計) 53.54		(合計) 52.79		(合計) 52.04	
	(引渡数量) 46.78	(独自処理数量) 8.26	(引渡数量) 46.15	(独自処理数量) 8.14	(引渡数量) 45.51	(独自処理数量) 8.03	(引渡数量) 44.87	(独自処理数量) 7.92	(引渡数量) 44.23	(独自処理数量) 7.81
その他のガラス製容器	(合計) 11.34		(合計) 11.19		(合計) 11.04		(合計) 10.89		(合計) 10.73	
	(引渡数量) 10.89	(独自処理数量) 0.45	(引渡数量) 10.74	(独自処理数量) 0.45	(引渡数量) 10.60	(独自処理数量) 0.44	(引渡数量) 10.45	(独自処理数量) 0.44	(引渡数量) 10.30	(独自処理数量) 0.43
主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1.23		1.21		1.19		1.17		1.15	
主として段ボール製の容器	107.62		106.16		104.69		103.22		101.74	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 18.95		(合計) 18.69		(合計) 18.43		(合計) 18.17		(合計) 17.91	
	(引渡数量) 0.00	(独自処理数量) 18.95	(引渡数量) 0.00	(独自処理数量) 18.69	(引渡数量) 0.00	(独自処理数量) 18.43	(引渡数量) 0.00	(独自処理数量) 18.17	(引渡数量) 0.00	(独自処理数量) 17.91
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 40.75		(合計) 40.20		(合計) 39.65		(合計) 39.09		(合計) 38.53	
	(引渡数量) 40.75	(独自処理数量) 0.00	(引渡数量) 40.20	(独自処理数量) 0.00	(引渡数量) 39.65	(独自処理数量) 0.00	(引渡数量) 39.09	(独自処理数量) 0.00	(引渡数量) 38.53	(独自処理数量) 0.00
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 139.81		(合計) 137.91		(合計) 136.01		(合計) 134.11		(合計) 132.19	
	(引渡数量) 125.83	(独自処理数量) 13.98	(引渡数量) 124.12	(独自処理数量) 13.79	(引渡数量) 122.41	(独自処理数量) 13.60	(引渡数量) 120.70	(独自処理数量) 13.41	(引渡数量) 118.97	(独自処理数量) 13.22
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
合 計	455.40		449.21		443.01		436.80		430.54	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び

容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、令和7年4月の現住人口と国立社会保障・人口問題研究所推計等から町独自に算出し、それらを基に次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
15,921人 (対前年度比) 98.66%	15,704人 (対前年度比) 98.64%	15,487人 (対前年度比) 98.62%	15,270人 (対前年度比) 98.60%	15,051人 (対前年度比) 98.57%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

開始時期	容器包装の種類	収集に係る分別の区分		収集・運搬段階	選別・保管段階
平成 9年4月	主としてスチール製の容器包装	スチール缶		委託業者による 行政回収	町
平成 9年4月	主としてアルミニウム製の容器包装	アルミ缶			
平成 9年4月	主としてガラス製の容器 (無色ガラス製容器)	使い捨てびん (無色)	生きびん		
平成 9年4月	主としてガラス製の容器 (茶色ガラス製容器)	使い捨てびん (茶色)			
平成 9年4月	主としてガラス製の容器 (その他のガラス製容器)	使い捨てびん (青・緑・黒色)			
平成 9年4月	主として紙製の容器包装であって、飲料を充填するための容器(紙パック)	紙パック			
平成12年4月	段ボール	段ボール			
平成12年4月	主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(～H29.3 紙箱、ボール紙) 雑がみ (H29.4～)			
平成 9年4月	主としてポリエチレンテレフタレート製の容器包装であって飲料又はしょうゆを充填するためのもの	ペットボトル			
平成22年4月	主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他のプラスチック製容器包装			委託業者 (一時町保管)

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物の種類	区分		収集容器	収集車両	中間施設
主としてスチール製の容器包装	スチール缶		プラスチックコンテナ	平ボディ車	三春町清掃センター (選別・圧縮・保管)
主としてアルミニウム製の容器包装	アルミ缶		プラスチックコンテナ		三春町清掃センター (選別・圧縮・保管)
主としてガラス製の容器 (無色ガラスビン)	使い捨てびん(無色)	生きびん	プラスチックコンテナ		三春町清掃センター (選別・保管)
主としてガラス製の容器 (茶色ガラスビン)	使い捨てびん(茶色)		プラスチックコンテナ		三春町清掃センター (選別・保管)
主としてガラス製の容器 (その他のガラスビン)	使い捨てびん(青・緑・黒色)		プラスチックコンテナ		三春町清掃センター (選別・保管)
主として紙製の容器包装であって飲料を充填するための容器 (紙パック)	紙パック		切り開いて、ひもでしぼる		三春町清掃センター (選別・保管)
段ボール	段ボール		ひもでしぼる		三春町清掃センター (選別・保管)
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ(紙箱、ボール紙等)		ひもでしぼる		三春町清掃センター (選別・保管)
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器包装であって飲料又はしょうゆを充填するためのもの	ペットボトル		プラスチックコンテナ	平ボディ車・パッカー車	三春町清掃センター (選別・圧縮・保管)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	トレイ(白色無地のものに限る)		町指定ごみ袋	パッカー車	三春町清掃センター (保管) 民間事業者 (選別・圧縮・保管)
〃	発泡スチロール(白色無地のものに限る)		町指定ごみ袋		
〃	その他のプラスチック製容器包装		町指定ごみ袋		